

《振動関係》

1. 規制基準等

1. 地域の指定 (法第3条第1項)

特定工場等(法第2条第2項)及び特定建設作業(法第2条第3項)から発生する振動を規制する地域を指定した市町村は次表のとおりである。

指定(告示) 年月日	施行年月日	市町村名
昭和 53. 3. 10	昭和 53. 4. 1	盛岡市、宮古市、大船渡市、奥州市、花巻市、北上市、一関市、釜石市
〃 54. 3. 16	〃 54. 4. 1	二戸市、久慈市、遠野市、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、滝沢村
〃 55. 3. 16	〃 55. 4. 1	岩手町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村
〃 56. 3. 13	〃 56. 4. 1	雫石町、一戸町
〃 60. 3. 15	〃 60. 4. 1	陸前高田市
〃 62. 3. 13	〃 62. 4. 1	紫波町
平成 5. 3. 23	平成 5. 4. 1	八幡平市
合 計		13市10町2村

(現在、騒音の指定地域をもつ市町村と同一。)

指定地域の区域の区分は次表のとおり、都市計画法第8条第1項第1号による用途地域の区分による。

区域の区分	用途地域の区分
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2. 特定工場等の規制基準 (法第4条第1項)

指定地域内の特定工場等における騒音の規制基準は次のとおりである。

(昭和53年3月10日県告示第335号)

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		午前7時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前7時まで
第1種区域		60 デシベル	55 デシベル
第2種区域		65 デシベル	60 デシベル

備 考 下記施設敷地の周囲50m区域内は、同表の各欄の値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
- (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院および同条第3項に規定する診療所のうち、患者を入院させる施設を有するもの
- (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

### 3. 特定建設作業の規制基準（法第 15 条第 1 項）

指定地域内の特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準は、次表のとおりである。

（施行規則第 11 条）

(1号基準) 振動基準	(2号基準) 作業禁止時間		※(3号基準) 1日の作業限度時間		(4号基準) 連続作業限度期間		(5号基準) 作業禁止日
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
75 デシベル	午後 7 時から翌日の午前 7 時まで	午後 10 時から翌日の午前 6 時まで	10 時間	14 時間	6 日		日曜日その他の休日

- 注) 1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値  
 2. 75dB を超える大きさの振動を発生する場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、1 日の作業時間を※欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることができる。  
 3. 災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではない。

区域の区分は次のとおりである。

（昭和 53 年 3 月 10 日 県告示第 335 号）

第 1 号区域	指定地域のうち、次の区域とする。 (1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 (2) 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 (3) 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 (4) 工業地域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特定養護老人ホームの敷地の周囲 80m 区域内
第 2 号区域	指定地域のうち上に掲げる区域以外の区域

### 4. 道路交通法の振動の限度（要請基準）（法第 16 条第 1 項）

市町村長は道路交通振動が次表の基準を超えていることにより道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に道路の舗装、維持、修繕を、都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

（施行規則第 12 条）

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
		午前 7 時から午後 8 時まで
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

備 考 岩手県における区域の区分は、特定工場等の規制基準の区域の区分に同じ。

◆振動による影響

